

新しい産業別最低賃金の運用方針について(関係部分抜粋)

(昭和 57 年 1 月 14 日中央最低賃金審議会答申)

本審議会は、昭和 56 年 7 月 29 日「最低賃金額の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について」の答申を提出したが、その後引き続いて、新しい産業別最低賃金の運用方針について鋭意審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

(別紙)

新しい産業別最低賃金の運用方針について

1 新しい産業別最低賃金の運用方針について

(1) 新しい産業別最低賃金の決定等の要件、手続き等について

(略)

(2) 申出書の記載事項

(略)

(3) 申出に係る産業別最低賃金の決定等の必要性の有無の決定

イ 労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の決定等に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとする。

ただし、最低賃金の決定等のために必要な要件(最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲が明確なこと、労働協約に基づく産業別最低賃金に係る申出については当該労働協約が同種の基幹的な労働者の 2 分の 1 以上のものに適用されていること及び当該申出が当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者の全部の合意によるものであること等の形式的要件)に該当していないものはこの限りでない。

ロ なお、事業の公正競争を確保する観点からの産業別最低賃金は、同種の基幹的労働者について、関連する諸条件の勘案の上、企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合に設定するものとする。

(4) 最低賃金の決定等

イ 最低賃金審議会が当該最低賃金の決定等が必要である旨の意見を提出した場合には、労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金法第 16 条第 1 項の規定に基づき最低賃金審議会の調査審議を求めるものとする。

ロ 新しい産業別最低賃金の決定等について調査審議を行う専門部会は、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の各 3 名のうち原則として少なくとも各 2 名は当該最低賃金を決定しようとする産業に直接関係する労働者及び使用者をそれぞれ代表するものをもって充てなければならない。

2 「小くくり産業」の範囲について

(略)

3 「基幹的労働者」の意義について

(略)

了解事項

前述の答申をとりまとめるに当たり、次の事項を了解した。

- 1 最低賃金法第 16 条の 4 の規定による関係労使の申出に基づく最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。
- 2 この運用方針については、新しい産業別最低賃金の設定状況等をみて昭和 60 年度に再検討を行うものとする。